

地域経済に関する提言

地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 企業の地方移転を促進する税制措置の強化及び適用期限の更なる延長、サテライトオフィスの整備・運営に係る財政措置の拡充など、企業誘致に係る支援を充実すること。
2. 中小企業・小規模事業者等に対する支援
 - (1) 「地域未来投資促進法」に基づき固定資産税等を減免した地方自治体への減収補てん措置については、適用期限の更なる延長や拡充を図るとともに、その対象資産の判断に当たっては、地方自治体が減免措置を実施した資産の活用実態を十分に踏まえ、適切に行うこと。

また、市街化調整区域の開発許可関係の手続に関する配慮については、対象施設を拡大すること。

さらに、令和4年度末に計画期間の満了を迎え、終期変更に係る経過措置の適用を受けている同意基本計画について、次期基本方針に基づく新たな基本計画の策定を希望する場合、令和5年度末までに策定できるよう必要な措置を速やかに講じること。
 - (2) 中小企業・小規模事業者の経営基盤を強化するため、設備投資等に係る支援措置を拡充すること。

また、経営の安定化のため、半導体等の供給途絶によるリスクが大きい製品・部素材の安定供給に資する国内サプライチェーンの強靱化を図ること。
 - (3) 後継者不足や経営者の高齢化が進行する中小企業・小規模事業者において、円滑に事業承継が進むようマッチング支援や税制の見直しなど、引き続き総合的な事業継承対策を講じること。
 - (4) 伝統的工芸品産業の振興に向け、後継者育成、需要開拓等に係る支援措置を拡充すること。
 - (5) 地域経済の担い手を創出するため、新たに創業する者への財政支援を講じること。

- (6) 令和5年10月から導入予定の適格請求書等保存方式（インボイス制度）については、免税事業者に与える影響等を踏まえ、必要な方策を講じること。
- (7) アーケード等の商店街共同施設の適正な管理や撤去等に係る財政支援を講じること。

3. データセンターの地方拠点整備に係る支援を充実すること。

4. 著しい人口減少や高齢化の進展、物価高騰等の影響など、離島を取り巻く環境は一段と厳しさを増していることから、生活物資に係る輸送支援を拡充するなど、離島住民の負担軽減に資する支援策を充実すること。

5. 競輪・オートレースの場外車券発売施設の設置許可については、地元自治体の同意を条件とするよう「自転車競技法」及び「小型自動車競走法」を改正すること。

6. 地方消費者行政強化交付金の財源を確保するとともに、消費生活相談員確保のため、推進事業における時限措置を廃止すること。

7. 軽油取引税に係る課税免除の特例措置を令和6年度以降も延長すること。

8. 大規模自然災害により被災した企業の事業継続に向けた支援を充実すること。

9. 東日本大震災関係

産業復興機構等により震災前債務の買取支援を受けた事業者については、業績回復の遅れなどにより、その一定数が厳しい経営状況に置かれていることから、同機構等に一括返済して債権を買い戻す期限の延長や買い戻し時に必要となる資金調達への支援等について、個々の事業者の実情に応じて柔軟に対応すること。

10. 物価高騰等を踏まえた事業者支援の充実強化

- (1) 地域の事業者はコロナ禍や物価高騰等の影響により厳しい経営を強いられている一方、事業の再構築やDX・GXの推進等のポストコロナを見据えた取組、深刻化する人手不足への対応など、様々な困難な課題にも直面していることから、各種支援策について、今後も幅広く、継続的に実施するなど充実・強化すること。
- (2) 新型コロナに係る融資の返済も本格化することなどを踏まえ、融資の返済猶予、返済負担の軽減等について、事業者の実情に応じて柔軟に対応するなど、資金繰り支援を強化すること。
- (3) セーフティネット保証制度については、個々の事業者の状況を踏まえ、柔軟に運用すること。
- (4) 疲弊した地域経済の回復を図るため、都市自治体において事業者支援等を実施できるよう、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金をはじめとして、十分な地方財源を確保すること。